

土木工事条件明示の手引き

令和2年10月

石川県農林水産部

農業政策課技術管理室

目次

I.	はじめに	1
II.	「手引き」の活用	2
III.	「手引き」活用時の留意事項	3
IV.	「手引き」作成時の参考資料	3
V.	条件明示の項目別チェックリストと記載例	4
	I	工程関係
	II	用地関係
	III	公害関係
	IV	安全対策関係
	V	工事用道路関係
	VI	仮設備関係
	VII	建設副産物関係
	VIII	工事支障物件関係
	IX	現場環境改善関係
	X	快適トイレ
	XI	熱中症補正
	XII	その他

本手引きは、令和2年4月に北陸地方建設事業推進協議会工事施工対策部会が改訂した「土木工事条件明示の手引き」を基に石川県農林水産部が編集したものです。

I. はじめに

工事の発注に際しては、施工地域の自然条件や社会条件、施工時期などの制約条件が工事ごとに異なることから、関連する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の適正で円滑な施工が可能となっています。

しかしながら、実態としては、発注者と受注者の間で積算額に大きな差が生じるケースや、条件の考え方に相違が生じるケースが見受けられ、監督職員や工事現場、各業団体からも条件明示の徹底に対する強い要望が寄せられていました。

これらを受け、条件明示の徹底を図ることは、発注者と受注者の双方にとって不可欠で急務な課題であることから、北陸地方建設事業推進協議会の工事施工対策部会における活動の一環として、官民協働による「土木工事条件明示の手引き（素案）」を平成16年4月に作成し、その活用を図ってきたところです。

「土木工事条件明示の手引き」は、項目別チェックリストとその記載例を集約的に掲載したものです。

今回の改訂では、石川県土木工事特記仕様書（共通編）の改正に伴う時点修正を踏まえ、作成しております。

この「土木工事条件明示の手引き」が皆様に活用され、より一層の条件明示の徹底の推進に寄与することを心より願っています。

令和2年10月
石川県農林水産部農業政策課技術管理室長

Ⅱ. 「手引き」の活用

●発注者サイド

- ・ 事例集ではなく、各種工事に対応できる基本的事項を掲載したチェックリストとして活用できます。
- ・ 積算や設計図書作成に先立ち、予め施工現場の条件、環境、制約等を調査・確認する際の手引きとして、また条件等を整理するフォーマット（様式）として実践的な型式としています。
- ・ 積算担当者の現場確認も含め、事前調査・関係部署確認の効率化が図れます。
- ・ 手引き掲載の整理フォーマット（様式）に基づき、現場条件に適合した積算及び特記仕様書の作成を支援します。
- ・ 具体的特記仕様書の作成にあたっては、別途、各発注部署で作成されている特記仕様書記載例の中から、必要な項目が選択できます。
- ・ さらに、積算部署と監督部署が情報共有することにより、施工時の調整や協議の際の内訳データとして活用し、円滑化に寄与します。

●受注者(見積者)サイド

- ・ 事例集ではなく、各種工事に対応できる基本的事項を掲載したチェックリストとして活用できます。
- ・ 施工経験の少ない場合には、参考資料として活用できます。
- ・ 現場条件の確認時の手引きとして位置付けることにより、現場調査・測量時のチェックリストや整理フォーマット（様式）として活用できます。
- ・ 現場説明時の「質問事項」の検討資料として活用できます。
- ・ 契約締結後の、契約約款第18条「条件変更等」の確認資料として活用できます。
- ・ 施工途中における施工条件に係わる変更や新規条件の検討時の手引きとして活用できます。

Ⅲ. 「手引き」活用時の留意事項

※ 本「手引き」は、積算や設計図書、施工計画書等の作成時の参考資料として活用するものであり、請負契約上の拘束力を生ずるものではありません。

- ・ 本「手引き」は、アンケート結果や既存の資料などを基にして作成しており、すべての施工条件を網羅することは不可能であることから、施工条件が手引きに当てはまらない場合には、必要に応じて適宜、明示事項を追加して活用願います。
- ・ なお、「明示されない施工条件」や「明示事項が不明確な施工条件」がある場合については、従来どおり契約書の関連する条項に基づき、受発注者協議により適切に対応する必要があります。

V. 条件明示の項目別チェックリストと記載例

- I 工程関係
- II 用地関係
- III 公害関係
- IV 安全対策関係
- V 工事用道路関係
- VI 仮設備関係
- VII 建設副産物関係
- VIII 工事支障物件関係
- IX 現場環境改善関係
- X 快適トイレ
- XI 熱中症補正
- XII その他

特記仕様書〔共通編〕

8 施工条件明示

下記明示項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので留意すること。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、乙（受注者）は、遅滞なく甲（発注者）の確認を求めること。

※非印刷範囲



明示項目	明示事項	制約条件等
I 工程	1 関連する別途発注工事あり ア 工事名：() イ 入札予定：() ウ 制約工種：() エ 施工可能工種：() オ その他：()	3 その他条件に記載する内容 ※下記に該当する項目があれば「3 その他条件」にその内容を記入すること。 ・自然的・社会的条件 ① 交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。（観光シーズン期の施工中止や、交通渋滞等を回避するための夜間施工等の検討） ② 出水期や積雪・融雪期において、施工を中止有るいは休止する必要があるか。 ③ 漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。 ④ 自然環境の保全に関しての制約の有無を明示する。（猛禽類等の保護動植物の生息する可能性のある地域での施工制約） ・地上物件・地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約 ・設計工程上の作業不能日数の明示 ・工程に影響を与える特殊な工法の有無
	2 他機関協議による工程条件あり ア 工種：() イ 期間：()年()月～()年()月 ウ 協議機関名：() エ 協議内容：()	
	3 その他条件 ()	
II 用地	1 補償物件撤去まで着工制限あり 対象物件：建物() 撤去予定()年()月 ：工作物() 撤去予定()年()月 ：立木() 伐採予定()年()月 ：その他() 撤去予定()年()月	2 その他条件に記載する内容 ※下記に該当する項目があれば「2 その他条件」にその内容を記入すること。 ・工事用地等に未処理部分がある場合（用地、保安林解除、官民境界が未確定等） ・工事用地等の使用終了後に復旧条件がある場合 ・工事用仮設道路、資機材置場、仮設ヤード等の用地を借地する必要がある場合 ・官有地等を使用させる場合の条件
	2 その他条件 ()	
III 公害対策	1 施工法の制限あり（条件及び位置については別紙及び位置図参照） ア 騒音 イ 振動 ウ 水質 エ 大気 オ その他() 必要対策：工場() 井戸等() ：学校() その他() ：病院()	2 その他条件に記載する内容 ※下記に該当する項目があれば「2 その他条件」にその内容を記入すること。 ・水替、流入防止施設が必要な場合、その内容を明示 ・漏水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合、その内容を明示 ・事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合、その内容を明示（騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害に起因する事業損失） ・油漏れ等に対策を必要とする場合、その内容（油漏れ、重金属等）
	2 その他条件 ()	
IV 安全対策	1 鉄道等の近接作業制限あり ア 工法制限あり イ 作業時間制限あり ウ 列車見張員（配置人員：1日()名、延べ()名）	5 その他条件に記載する内容 ※下記に該当する項目があれば「5 その他条件」にその内容を記入すること。 ・交通安全施設等の指定 ① 車線減少等の規制を伴う場合は、その内容と期間を明示する。 ② 歩道通行帯を確保する場合は、路面状況等その内容と期間を明示する。 ③ 夜間作業を伴う場合は、その内容と期間を明示する。 ④ 現場特有の理由で交通規制の方法が限定される場合その内容を明示する。 ⑤ 当初計画と実際の現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示する。 ・近接工事の作業制限（ガス、電気、電話、上水道、下水道、光ファイバ、NEXCO施設、医療施設、学校施設、文化財等） ・危険養親に対する防護施設等（落石、雪崩、土砂崩壊、補強が必要な既存構造物） ・交通誘導警備員以外の保安設備・保安要員の配置等（警戒船、保全設備、保安要員） ・有毒ガス及び酸素欠乏等の対策（換気設備等） ・高所作業における対策（落下・墜落対策を指定する場合） ・砂防工事の安全確保のために必要な情報提供（安全確保のために必要な地形・地質特性、過去に発生した土砂移動現象）
	2 発破作業制限あり ア 防護工指定あり イ 作業時間制限あり 対策対象物 ()	
	3 交通整理員 配置：交通誘導警備員A 1日()名、延べ()名 人員：交通誘導警備員B 1日()名、延べ()名 ※上記交通誘導警備員Aについては、石川県公安委員会が道路における危険を防止するため交通誘導警備が必要と認める区間の工事で、交通誘導警備業務を警備会社に委託する場合の交通誘導検定警備員である。	
	4 土石流発生のおそれがある 渓流あり ア 監視体制の強化が必要 イ その他()	
	5 夜間作業あり ()	
	6 その他条件 ()	
V 工事用道路	1 一般道路（搬入路）の使用 制限あり ア 搬入経路指定あり イ 時間帯制限あり	4 その他条件に記載する内容 ※下記に該当する項目があれば「4 その他条件」にその内容を記入すること。 ・他の工事と工事用道路を共用する場合（公時用道路の管理者、維持補修の必要の有無） ・工事用道路の使用に制限がある場合（幅員、高さ制限）
	2 一般道路の占用可能 ア 全面占用可 イ 片側占用可 ウ 時間制限あり	
	3 仮設道路の設置条件あり 標識等の配置位置図等は 共通仕様書1-1-1-33による。 ア 一般交通供用あり イ 安全施設必要 ウ 路面工(工種 簡易舗装(標準横断面図)を参照) エ 工事完了後存続 W= m (最低総幅員)	

	4 その他条件 ()		
VI 仮設備	1 仮設構造物の転用 ()		3 その他条件に記載する内容 ※下記に該当する項目があれば「3 その他条件」にその内容を記入すること。 ・構造及び施工方法を指定する場合（存置期間、規模、使用材料、規格、数量） ・設計条件を指定する場合 ① 技術上の必要性から設計条件を指定する場合はその条件内容を明示する。（仮縮切の設計水位等が該当する他、地元協議等に基づき設計条件を指定する場合がある） ② 工事車両を対象とした仮橋、迂回路等は幅員・構造の設計条件を明示する。 ③ 現場状況等から設計条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示する。 ④ 指定仮設で一般的でない（物価版に掲載のない）資材を使用する場合は明示する。 ・除雪が必要と想定される場合
	2 仮設構造物の兼用 ()		
	3 その他条件 ()		
VII 残土、補足土	1 残土	ア 工事名 () イ 場所 () ウ 引渡し条件 ()	4 その他条件に記載する内容 ※下記に該当する項目があれば「4 その他条件」にその内容を記入すること。 ・現場内での発生抑制・減量化・再利用の内容 ・再生資材等の利用 ・土壌汚染対策法の届出について ① 土壌汚染対策法で規定する一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更を伴う対象工事 であるかを確認する。（3,000㎡以上の形質変更を伴う工事を実施する場合、工事着手の30日前までに県知事等へ届出） ② 届出対象工事であり、発注時に届出が未了である場合、工事着手の見込みを明示する。
	2 補足土	ア 工事名 () イ 場所 () ウ 引渡し条件 ()	
	3 産業廃棄物	ア コクリート塊（処分施設：) イ アスファルト塊（処分施設：) ウ 木くず（処分施設：) エ その他（処分施設：)	
	4 その他条件 ()		
VIII 工事支障物件	1 占用支障物件		2 その他条件に記載する内容 ※下記に該当する項目があれば「2 その他条件」にその内容を記入すること。 ・占用物件等の工事支障物件 ① 工事区域内に移設。撤去又は防護を要する工事支障物件がある場合 ② 工期区域外に防護を要する工事支障物件がある場合 （電柱、上下水道、電々ケーブル、ガス管、架空電線、標識・看板） ・占用物件工事との重複施工する場合（工事主体、工事期間、位置関係等）
	ア 電気（電柱、支線、架空線） 移転日 (月 日) イ 電話（地下、電柱、架空線） 移転日 (月 日) ウ 水道（本管、給水管） 移転日 (月 日) エ ガス（本管、引込管） 移転日 (月 日) オ その他 () 移転日 (月 日)		
IX 現場環境改善 (5内容)	1 仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減	現場環境改善費を計上している場合は、当初想定する項目として、1～4の項目の内1内容（ア～ケ）ずつ、いずれかの1項目のみ2内容の5つに○を原則とするが、（現場状況や業者との協議に応じて、内容が変更となっても可とする） 選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費日数及び実施内容を変更しても良い。
	2 安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報機等） ウ 避暑（熱中症対策）・防寒対策	
	3 営繕関係	ア 現場事務所の快適化 イ 労働者宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等	
	4 地域とのコミュニケーション	ア 完成予想図 イ 工法説明図 ウ 工事工程表 エ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） オ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） カ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 キ パンフレット・工法説明ビデオ ク 地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ケ 社会貢献	
・積上分	内容： 費用：		
X 快適トイレ (実施要領に基づく)	1 快適トイレを原則設置すること		30万円以上の工事
	2 契約後、監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる。		30万円未満の工事
	快適トイレの実施内容及び実施した場合の変更については、「農林水産部快適トイレ試行要領」を参照すること		
XI 熱中症補正	熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の要領(農林水産部版)」に基づき協議を実施すること（建築工事除く全工事対象）		建築工事を除く全工事対象。

XII その他	1	現場発生材あり	品名・納入場所（ ）		
	2	支給材あり	品名・納入場所（ ）		
	3	工事の使用材料は、石川県エコ・リサイクル認定製品を優先的に使用してください。			
	4	工事の使用材料は、石川県内で生産された材料・製品を優先的に使用すること。県外産を使用する場合は「様式25-2 県内産品の不採用調書」を提出すること。			
	5	施工地域・工事場所区分	ア 市街地（DID補正） イ 一般交通影響有（2車線以上かつ交通量5000台/日以上） ウ 一般交通影響有（イ以外、常時全面通行止めを含む） エ 山間僻地及び離島 オ 中山間地域（農業農村整備事業）		
	6	設計図書の照査	土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)に基づき実施し、照査項目チェックリストを提出すること。 <small>(土木一式3千万円以上、舗装・造園工事1千万円以上、設備工事2千万円以上、その他工事1.5千万円以上)</small>	土木一式 3,000万円以上、舗装・造園工事 1,000万円以上、設備工事 2,000万円以上、その他工事 1,500万円以上	
	7	品質証明の対象工事（共通仕様書第3編3-1-1-6）			1億円以上の工事および事務所長が必要と認める工事
	8	その他条件（ ）			8 その他条件に記載する内容 ※下記に該当する項目があれば「8 その他条件」にその内容を記入すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合（種類、数量、保管方法など） ・工事用電力を指定する場合（関係機関との協議の時期・内容・条件など） ・指定部分の引渡しを行う場合（範囲、引渡し時期） ・部分使用を行う場合（使用箇所、期間等） ・給水の必要のある場合（関係機関との協議の時期・内容・条件、取水箇所、方法など） ・工事用使用船舶機械がある場合（種類、運搬・曳航・回航の有無、回数など） ・通行料等が必要な場合（車両種別等）